

令和4年3月16日

関係者各位

社会福祉法人サンフェニックス
再生管財人 綾 克己

再生計画認可決定のお知らせ

当法人は、東京地方裁判所において民事再生手続による事業の再生を行っておりますが、本日、東京地方裁判所において債権者集会が開催され、再生計画案は債権者数9名中8名、債権額にして89.59%の賛成を頂き可決されました。

また、本日付けで東京地方裁判所より添付のとおり認可決定を頂きました。

当法人の民事再生手続が順調に進んでおりますことを報告するとともに、引き続き当法人の再生手続に関しまして、関係者の皆様のご支援ご協力を頂きますよう宜しくお願い致します。

以上

令和3年（再）第39号 再生手続開始申立事件

決 定

広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2721番地
再生債務者 社会福祉法人サンフェニックス

主 文

本件再生計画を認可する。

理 由

決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和4年3月16日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 菊 池 浩 也

裁判官 徳 光 絢 子

裁判官 長谷川 稔 洋

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 三 浦 恵美子

